

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2019

5

May



No.556

SCHEDULE 主要行事予定 令和元年5月～令和元年7月

5月

7日(火) **一般不可**

●**総務財政委員会**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 18:00～

7日(火) **一般不可**

●**青年部会正副部会長会議**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

9日(木) **一般可**

●**平成31年度第37回源泉所得税研修会**
第一講・開講式
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 15:00～17:00
【テーマ】 源泉所得税の実務(初級)

14日(火) **一般不可**

●**女性部会平成30年度活動報告会**
【場 所】 ベストウェスタン横浜
【時 間】 受付14:30 開会14:45

14日(火) **一般不可**

●**女性部会創立40周年記念式典**
【場 所】 ベストウェスタン横浜
第一部 記念式典 15:30～16:30
第二部 記念講演会 16:40～17:40
講師: 鶴見税務署副署長 石津 康彦様
演題: 「税務署のお仕事」
第三部 懇親会 18:00～20:00

14日(火) **一般不可**

●**青年部会役員会**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

20日(月) **一般可**

●**消費税軽減税率制度説明会**
【場 所】 鶴見中央コミュニティハウス
【時 間】 17:30～19:30

23日(木) **一般可**

●**新設法人説明会**
【場 所】 鶴見税務署一階会議室
【時 間】 13:30～

23日(木) **一般不可**

●**青年部会2018年度事業報告会**
【場 所】 ホテルリブマックス横浜鶴見2階会議室
【時 間】 受付17:45 開会18:15
第一部 事業報告会
第二部 懇親会

24日(金) **一般可**

●**決算法人説明会**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

6月

1日(土) **一般可**

●**釣り大会**
【場 所】 つり船隠居屋
【時 間】 7:00～

3日(月) **一般不可**

●**生活習慣病健診①**
【場 所】 ココファン横浜鶴見
【時 間】 9:00～

4日(火) **一般不可**

●**青年部会正副部会長会議**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

5日(水) **一般可**

●**平成31年度第37回源泉所得税研修会第二講**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 15:00～
【テーマ】 「社会保険料徴収事務」

11日(火) **一般不可**

●**青年部会役員会**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

13日(木) **一般不可**

●**第8回通常総会**
【場 所】 ホテルキャメロットジャパン
【時 間】 受付15:30 開会16:00
【会 費】 7,000円

14日(金) **一般不可**

●**生活習慣病健診②**
【場 所】 ココファン横浜鶴見
【時 間】 9:00～

16日(日) **一般不可**

●**青年部会6月組織例会**
【場 所】 鶴見スポーツセンター第一体育館
【時 間】 9:30～

17日(月) **一般不可**

●**生活習慣病健診③**
【場 所】 ココファン横浜鶴見
【時 間】 9:00～

21日(金) **一般可**

●**決算法人説明会**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

7月

1日(月) **一般可**

●**初級簿記講習会(開講式)7/1～5(前半)**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～16:30

2日(火) **一般不可**

●**青年部会正副部会長会議**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

9日(火) **一般不可**

●**青年部会役員会**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 19:00～

12日(金) **一般可**

●**初級簿記講習会(開講式)7/8～12(後半)**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～16:30

20日(土) **一般可**

●**県法連社会貢献活動**
「県立21世紀の森下草刈り」
【場 所】 県立21世紀の森
【時 間】 9:15～

25日(木) **一般可**

●**新設法人説明会**
【場 所】 鶴見税務署一階会議室
【時 間】 13:30～

26日(金) **一般可**

●**決算法人説明会**
【場 所】 法人会会議室
【時 間】 13:30～

Profile



法人名 有限会社 重寿司
役職名 取締役
氏 名 岩澤 則之
続 柄 孫
趣 味 大河内 愛海(ファッション)
大河内 心海(小さい子のお世話)
相澤 仁香(歌、絵本)
岡田 大和(スケボー)
岡田 のどか(すべり台)
支 部 駒岡支部
撮影場所 セントラルスタジオ

INDEX

理事会報告	1
事業Report	2～3
税務署からのお知らせ	4～5
鶴見ガイドあれこれ(番外編)	6
横浜市からのお知らせ	7
サービスブック、会員法人会会員優待カードについて	8
新入会員紹介／税務無料相談	9

募集中! 会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

理事会報告

2月27日(水)

法人会会議室において鶴見税務署より石津副署長、岩田第一統括官、遠島第一上席国税調査官のご出席を賜り、理事・監事21名が出席し開催した。議題は、下記についての審議・承認・報告事項をおこなった。

審議事項

平成31年度委員会・部会・支部予算案について

承認事項

1. 入会・退会報告

報告事項

1. 委員会・部会・支部の事業報告並びに予定について



長谷川会長



石津副署長

3月18日(月)

法人会会議室において、中村署長、岩田法一統括官、遠島法一上席調査官のご出席を賜り、理事・監事21名が出席し開催した。議題は、下記についての審議をおこなった。

平成30年度決算見込みについて

平成31年度事業計画について

本会補助について

平成31年度収支予算について

平成31年度資金調達及び設備投資の見込みについて

第8回通常総会について



長谷川会長



中村署長

4月12日(金)

法人会会議室において鶴見税務署より石津副署長様のご出席を賜り、理事・監事20名が出席し開催した。

議題は、下記についての審議をおこなった。

1. 平成30年度収支決算報告承認の件

2. 役員任期満了による改選の件



長谷川会長



石津副署長

事業 Report

新春のつどい 2月17日(日) 女性部会

『新春のつどい』として観劇会を開催した。長谷川会長も交えた25名が参加し、新橋演舞場にて『二月競春名作喜劇公演「華の太夫道中」「おばあちゃんの子守唄」』の二本立てを観劇。藤原紀香、波乃久里子、水谷八重子らの出演で、新派130年松竹新喜劇70年合わせて200年達成の記念公演であり、親子の情愛の演目であった。幕間にはお弁当をいただきながら、部会員の皆さまと交流を深めあう楽しい一日となった。



第37回エキサイティングセミナー 2月22日(金) 青年部会

鶴見主管のもと、新横浜国際ホテル マナーハウス3階にて、鶴見法人会より68名、来賓20名、他部会140名総勢228名が出席して開催した。

■第一部 講演会
「出張!ゴルゴ塾 命の授業」
ゴルゴ松本氏

2011年から少年院でボランティア講演の活動をスタートし、「命」などの漢字を体で表現するギャグでおなじみのゴルゴ松本氏をお招きして、「出張!ゴルゴ塾 命の授業」というテーマにて約90分間の講演を行った。「命」「言葉」「人生」「日本人」そして、「歴史」の話など笑いを交えながら、魂のこもった熱い授業となった。

また、気になる50の漢字の目からウロコの解釈とアツイ世界観で、日本語や漢字の面白さを語る。今までの意識や今までの認識が変わる授業となった。

■第二部 懇親会

第二部の懇親会は、今年度の主管法人会である鶴見法人会の取り仕切りで催された。「笑いの3LDK 我が家」を迎え、約

30分間のコントが披露され、懇親会スタートの盛り上がり火をつけた。7法人会での余興対決を行い、会場一体となり笑いの渦が巻き起こった。余興対決の審査員は会場の7法人会の部会員全員、厳正な審査の上、優勝は横浜中法人会、準優勝は神奈川法人会となった。

席次は昨年と違い各法人会で固めた形で、各テーブルをはじめ会場各所で積極的に移動し、名刺交換をする場面なども数多く見られ、参加者の交流が図られた。



バス研修会 2月24日(日) 潮田支部

会員35名が参加して、千葉房総方面(いちご狩り、はちみつ工房見学等)のバス日帰り研修会を開催した。いちご狩りでは、法人会会員でもある、松浦企業(株)が経営する「富津アクアファーム」で、大粒でフレッシュないちごを、お腹いっぱい味わった。天候にも恵まれ、楽しい一日となった。



県法連青年部会連絡協議会セミナー 3月1日(金) 青年部会

神奈川県下18法人会の230名を超える青年部会員が出席し、当会からは10名が参加した。

特別講演では、株式会社矢場とん 代表取締役 鈴木拓将氏をお迎えして「みそかつはなぜ売れる!?～仕事は家族の幸せのためにやるもの～」と題して講演が行われた。昭和22年に一軒の大衆食

堂からスタートした店が、現在では国内に数十店舗を出店するまでに成長してきた秘話や苦労話などを語った。

当時社長であった母親の誘いで25歳の時に入社。接客態度が悪く、やる気のない社員が多く、社員教育から改革を始めた。その結果、改革に賛同出来る社員だけが残った。残った社員には家族同然大切に扱って、外食産業では異例の離職率の低い企業となった事などを語った。

数々の挫折や失敗を経験してきた事から、最後に「失敗しなければ成功もしない」という話で締められた。



映画鑑賞会 3月4日(月) 女性部会

法人会員をはじめ地域の人々に毎年好評をいただいている映画鑑賞会を、サルビアホールにて開催した。

当日は生憎の雨模様だったが、満席の盛況になった。

上映作品は「嘘八百」中井貴一と佐々木蔵之介のW主演で、骨董家と古物商が幻の利休の器をめぐる、くすくと笑えるコメディ作品であった。

ハワイエでは、鶴見区障害児者団体連合会からの出店もあり、お客様にお買い上げいただいた。



**地域振興助成事業
愛と絆♡つるみ
田辺靖雄&九重佑三子
ハートフルコンサート「家族の絆」
3月9日(土)
地域振興助成事業実行委員会**

地域振興助成事業として、田辺靖雄・九重佑三子氏をお迎えして、ハートフルコンサート「家族の絆」を開催し、会員・一般の方々約600名がご来場された。当日は、昼・夜の2回公演をおこない、開演前に鶴見区内において地域づくりを推進する団体・グループに助成金(18団体の申請を受付し、17団体に交付)を交付するセレモニーをおこない、代表として昼の部は、生麦活性化プロジェクト、夜の部は、鶴見七福神愛護会の代表者に目録を手渡した。



生麦活性化プロジェクト



鶴見七福神愛護会

**第55回チャリティグリーン研修会
IN きみさらずゴルフリンクス
3月13日(水)
厚生委員会**

総勢33名の参加。快晴で且つ強風という真逆なコンディションのなか研修会は行われた。

強風で今日は特に曲がるという悲鳴!フェアウエイに残らない!早いグリーンに手こずると厳しい条件だった。

が、そこは研修会、皆さんは何らかの手ごたえをお土産にされたようだ。表彰式では互いに称えあい最後は一本締めでお開きとなった。優勝者は横山祐一氏。また収益金は社会福祉団体へ寄付をさせていただいた。

ありがとうございました。



**バス研修会
3月16日(土)
矢向江ヶ崎支部**

会員39名が参加して、アサヒビール神奈川工場(ビールの製造工程見学)箱根散策(芦ノ湖遊覧船乗船・箱根関所跡見学・箱根神社参拝)のバス日帰り研修会を開催した。国の有数な観光地として、いろいろな国の多くの方々観光されてお

り、国際化された新しい箱根の良さを再発見できた一日だった。



**市場支部新春講演会
3月19日(火)
市場支部**

会員・一般総勢40名が参加し、市場西中町自治会館にて開催した。講師には、鶴見歴史の会 齋藤美枝氏をお招きして、「鶴見七福神めぐって楽しむ郷土の歴史」をテーマに講演をいただいた。聴講していた方も、地元の身近な話題で、関心も高く熱心に聞き入っていた。



**利用しよう!
法人会会議室**

会員のみなさまに当法人会会議室のご利用を提案します。会議室使用料金も、近隣貸会議室に比べ安価でご利用いただけます。スクール形式で定員50名様まで可能です。



1. 使用料金

(円・税別)

利用時間		使用料金	
午前	9時～12時	会員	2,500
		一般	3,500
午後	13時～17時	会員	3,000
		一般	4,500
一日	9時～17時	会員	5,000
		一般	7,000

左記料金は平成31年4月1日より適用いたします。平成31年3月までの料金につきましては、事務局にお問合せください。

2. 付属設備利用料金

(円・税別)

利用時間		使用料金			
			マイク	スクリーンプロジェクター	ホワイトボード
午前	9時～12時	会員	200	1,000	100
		一般	300	1,500	100
午後	13時～17時	会員	200	1,000	100
		一般	300	1,500	100
一日	9時～17時	会員	300	2,000	100
		一般	500	3,000	100

国税庁からのお知らせ

申告書等用紙 に代えて 「申告のお知らせ」をお送りいたします

国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、平成32（2020年）4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人※1を対象として、申告書等用紙※2の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ※3」を送付することとしております。
 - （※1） 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
 - （※2） 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
 - （※3） 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとしております。

■ 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出



■ 大法人とは？

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時ににおける資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。

詳しい情報は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

ダイレクト納付を利用した予納

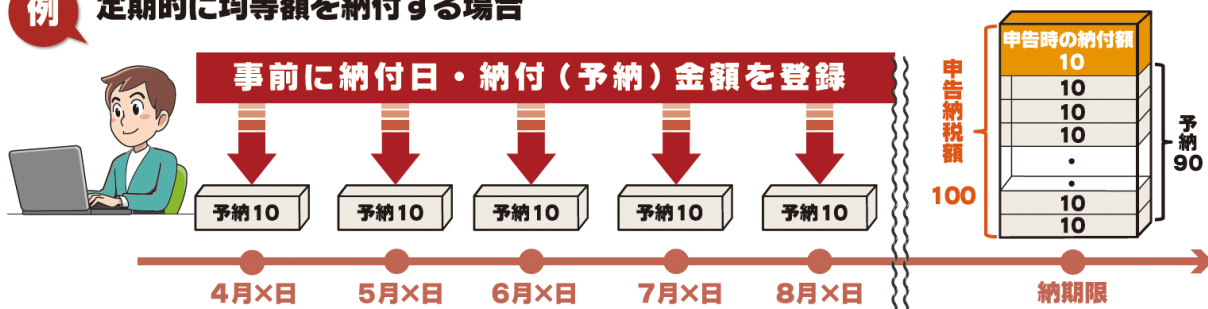
平成31年1月4日開始!

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

例 定期的に均等額を納付する場合



その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくは e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

*なお、平成31年1月からは、月曜日～金曜日は24時間、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日は8時30分～24時となります。

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成30年12月

鶴見税務署幹部と一緒に考える 税金クイズ

女性部会では、毎年秋に鶴見税務署の署長はじめ幹部の方々をお招きした、税務研修会を実施しています。第一部で署長の講演をうかがった後、第二部では『鶴見税務署幹部と一緒に考える税金クイズ』が近年の恒例となっています。

今回は、昨年10月に開催した税務研修会において、鶴見税務署の方が考えてくださった税金クイズの中から、抜粋してご紹介します。

さて、何問分かりますか？(答えは9ページにあります)

1 次に掲げる文書を作成した場合に、印紙税を納付する必要があるものはどれでしょうか。

- ①10万円の商品をクレジットで購入した客に交付した「クレジットご利用明細」
- ②都市銀行で普通預金口座を開設した顧客に対して交付する「預金通帳」
- ③鶴見区内の土地を購入するために、所有者が住んでいるハワイにて作成した「土地売買契約書」

2 次に掲げるもののうち、国と地方公共団体の負担額が最も大きいのはどれでしょうか。(平成27年度)

- ①警察・消防費
- ②全国のごみ処理費用
- ③国民医療費の公費負担額



3 本年10月から実施される消費税の軽減税率制度において、軽減税率の対象となるものはどれでしょうか。

- ①鶴見駅の売店で販売する日本経済新聞
- ②大手スーパーで販売するアルコール分3%のみりん
- ③映画館の売店で販売するポップコーン

4 第12回チャリティグリーン研修で長谷川会長が千葉県市原市のニュー南総ゴルフ倶楽部でゴルフをしました。この場合、ゴルフ場利用税はいくらでしょうか。

- ①0円
- ②800円
- ③1,200円



5 第23回女性フォーラムで東京都にある宿泊施設に泊まりました。宿泊税がかかるものはどれでしょうか。

- ①6,000円のカプセルホテル
- ②1泊1食付きで15,000円の割烹旅館(うち食事代6,000円)
- ③素泊まり12,000円のビジネスホテル

おまけ e-Taxのイメージキャラクターである「イータ君」の身長は何cmでしょうか。(公式記録)


- ①150cm
- ②160cm
- ③165cm



～「横浜みどり税」は平成 35 年度 (2023 年度) まで継続となりました～

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の安定的な財源として、平成21年度から30年度まで市民の皆様へ「横浜みどり税」をご負担いただいていた。今後も「横浜みどりアップ計画 2019-2023」を進めていくため、引き続きご負担をお願いします。



平成21年4月1日から平成36年3月31日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いします。

法人の区分		横浜みどり税を含む税率 (年 額)
資本金等の額	従業者数	
下記以外の法人等	人数にかかわらず	54,500円
1千万円以下	50人以下	54,500円
	50人超	130,800円
1千万円超1億円以下	50人以下	141,700円
	50人超	163,500円
1億円超10億円以下	50人以下	174,400円
	50人超	436,000円
10億円超50億円以下	50人以下	446,900円
	50人超	1,907,500円
50億円超	50人以下	446,900円
	50人超	3,270,000円

※平成26年4月1日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

※中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法 321条の11)の対象となりますので、ご注意ください。

～法人税割の一部国税化に伴う税率の変更～

地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためとして、地方税法における法人市民税法人税割の税率が3.7%引き下げられ、その引下げ相当分が国税化されました。これに伴い、本市においても、法人市民税法人税割の税率を3.7%ずつ引き下げます。

資本金の額及び出資金の額	税率		差
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度	
10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び法人税法第4条の7に規定する受託法人	12.1%	8.4%	▲3.7%
5億円以上10億円未満の法人	10.9%	7.2%	
5億円未満の法人及び資本又は出資を有しない法人等(保険業法に規定する相互会社を除く)	9.7%	6.0%	

都道府県民税と市町村民税を合わせた法人住民税の税率引下げ相当分が地方法人税の税率に引き上げられることから、法人の税負担は変わりません。

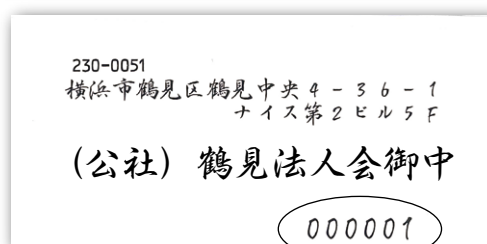
法人市民税に関する申告先・お問合せ

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当 〒231-8316 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル9階
 こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」はお取り扱いしておりません。受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで
 (土・日・祝日・年末年始を除きます。時間外の受付は行っていません。) 電 話：045-671-4481

同封のサービスブック、会員法人会会員優待カードについて



社長も社員も使えるハッピーなサービス 会員優待サービスブック2019年度版をお届けします。地元鶴見地区の店舗をはじめ、掲載大型レジャー施設、店舗の優待を受けることができます。優待先でのご利用には、同封、法人会会員優待カードの提示が必要となります。会員優待カードには、法人名、会員ナンバーの記載が必要となります。会員ナンバーは、当会の情報誌「ホットライン」封筒宛名欄(貴社)の法人名の下、6桁の番号となりますので、ご確認ください。不明の場合は、法人会事務局にお電話をいただければ、お伝えいたします。会員優待カードは、8枚綴りとなっておりますが、追加が必要な場合は、法人会事務局にお問合せください。多くの会員の方々のご利用をお待ちしております。



新 入 会 員 紹 介

平成31年2月～平成31年3月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		代表者氏名	住所	
		電話		業種	紹介者	
鶴見中央	特定非営利活動法人サードプレイス	正会員	須田 洋平	鶴見中央4-2-9横山ビル4階9号室	福祉・まちづくり (株)章夫商事	
		080-9535-1594				
矢向江ヶ崎	(有)常伸エンジニアリング	正会員	菊水 勝治	矢向3-3-26		
		582-9198		電気工事業	AIG損害保険(株)	
鶴見旭	(株)エイディエヌ	正会員	山口 明博	獅子ヶ谷3-16-21		
		575-1857		建設業	AIG損害保険(株)	
末吉	(株)アクティブ・ソリューション	正会員	島村 明	下末吉4-10-1ウッドハイム清和5階		
		947-2335		コンピュータシステムの開発・販売	(株)エス・アンド・シー	

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

- 相談日 5月15日(水)
7月17日(水)
- 時 間 午後1時
- 場 所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。
なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は 随時行っておりますので、ご利用ください。

鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

鶴見ガイドあれこれ

番外編

鶴見税務署幹部と一緒に考える 税金クイズ 解答

問1 ②

クレジットのご利用明細は売上代金にかかる金銭の受取書とはならないため、不課税文書。国外で作成した文書も不課税となります。預金通帳は18号文書に該当し、1年ごとに200円の印紙税がかかります。

問2 ③

平成27年度の警察・消防費は総額5兆3,280億円、ごみ処理費用は2兆3,108億円、医療費の公費負担額は16兆4,715億円となっています。

問3 ③

①は定期購読ではないため対象外、②は酒類となるため対象外、③は映画館の座席は飲食設備とはみなされないことから軽減税率の対象となります。

問4 ①

ゴルフ場利用税はゴルフ場の等級に応じて税額が決まっています。18歳未満及び70歳以上の方の利用は非課税となっているため、長谷川会長が利用しても課税されません。

問5 ③

宿泊税は東京都の「法定外目的税」で、1泊1万円以上の宿泊代(食事代は除く)に100円課税されます。1泊15,000円以上は200円。

おまけ ③

税務署内の「イータ君のプロフィール」によると165cmになっています。これは、当時のCMでベッキーさんと共演した際の着ぐるみの実測値だそうです。

何問正解できましたか？

第8回 通常総会のご案内

日 時

令和元年6月13日(木)

開会:午後4時(受付開始:午後3時30分)

場 所

ホテルキャメロットジャパン
(横浜駅西口)

総会次第

一. 総 会

- 1 開会の辞
- 2 会長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 事
第1号議案 平成30年度収支決算報告承認の件
(会計監査報告)
第2号議案 役員任期満了による改選の件
報告事項 平成30年度事業報告
平成31年度事業計画
平成31年度収支予算
- 6 新会長あいさつ
- 7 功労者表彰 感謝状および記念品贈呈
- 8 来賓祝辞
- 9 閉会の辞

二. 懇親会

時 間 開会:午後6時00分
参加費 7,000円
(懇親会の時間が遅れる場合があります)

- * 当日出席される方はご自分の名刺をご持参ください。
- * 申込みをされた方で、急遽欠席される方は必ず事務局へご連絡ください。
- * 総会欠席の場合は必ず委任状をご返信ください。

同封の議案書を必ずご持参ください。

(公社)鶴見法人会事務局

TEL.045-521-2531 FAX.045-503-2051